

令和6年度地下水質調査結果について

水質汚濁防止法第15条第1項に基づき、地下水の水質汚濁の状況について調査を行っております。令和6年度の調査結果は以下のとおりです。

1 調査概要

種類	調査 地点数	調査地点名	測定項目
①概況調査	10	五日町、吉原、松原	※下記参照
		黒沢、桜田西	砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
		元木	ベンゼン、ふっ素
		蔵王成沢	テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
		砂塚	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		飯塚町	砒素、ふっ素
		蔵王松ヶ丘	1,2-ジクロロエチレン、ふっ素、ほう素
②継続監視調査	4	銅町	塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
		新開	ふっ素・ほう素
		漆山	砒素
		飯田西	砒素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素
③独自調査	4	飯塚町 2 地点	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
		鉄砲町	全シアン
		銅町（継続監視調査とは別地点）	塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン
④汚染井戸周辺 地区調査	—	—	—
⑤その他調査	2	旅籠町 2 地点	PFOS 及び PFOA

※測定項目

カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・ポリ塩化ビフェニル(PCB)・ジクロロメタン・四塩化炭素・塩化ビニルモノマー・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素・1,4-ジオキサン

2 調査結果

① 概況調査

調査 10 地点のうち、2 地点で環境基準値を超過した。直近の超過状況は以下の表のとおり。

② 継続監視調査

調査 4 地点のうち、3 地点で環境基準値を超過した。直近の超過状況は以下の表のとおり。

		概況調査			継続調査				
地点		蔵王松ヶ丘		桜田西	新開	漆山	飯田西		
年度\項目		ふっ素	ほう素	砒素	ふっ素	砒素	砒素	ふっ素	ほう素
R6		1.3	1.8	0.016	1.0	0.014	0.019	2.1	2.8
(参考)	R5	—	—	—	0.93	0.008	0.021	1.8	2.7
	R4	—	—	—	0.98	0.007	0.029	1.9	2.8
	R3	—	—	—	0.95	0.022	0.022	1.9	2.4
	R2	—	—	—	0.99	0.012	0.020	1.1	3.1
環境基準		0.8	1	0.01	0.8	0.01	0.01	0.8	1

※環境基準超過に対する対応について

ふっ素、砒素、ほう素の汚染の原因は自然由来と推定されることから、継続して水質の監視を行っていく。井戸所有者には飲用しないよう指導している。

③ 独自調査

すべての地点で環境基準値を満たしていた。

④ 汚染井戸周辺地区調査

蔵王松ヶ丘は周辺に井戸がないことから汚染井戸周辺調査は実施せず。なお、周辺事業所へ聞き取りを実施し、超過項目について漏えいがないことを確認した。

桜田西は砒素の環境基準超過のほかふっ素とほう素の検出もあったため、汚染井戸周辺調査は実施せず直近の地点（飯田西）と同一の自然起因と判断した。

⑤ その他調査

有機フッ素化合物の一部である PFOS 及び PFOA について、下表のとおり健康被害のおそれ及び汚染の広がりはないと判断した。そのほか、PFOS 及び PFOA を含む薬剤等の流出情報等、汚染につながる情報が入った場合は、調査を実施していく。

地点		調査年度	PFOS 及び PFOA 調査結果 (暫定指針値 50)	井戸情報
旅籠町 No.1		R6	100 ng/L	・ 消雪用井戸
		R5	64 ng/L	
		R4	65 ng/L	
旅籠町 No.2		R6	5.6 ng/L	・ 消雪用井戸 ・ 旅籠町 No.1 の周辺調査として実施 ・ 旅籠町 No.1 の地下水流向直下流
(参考)過去の地点	六日町	R5	2.6 ng/L	・ 飲用等井戸 ・ 旅籠町 No.1 の周辺調査として実施 ・ 旅籠町 No.1 の地下水下流側
	緑町	R5	4.4 ng/L	・ 飲用等井戸 ・ 旅籠町 No.1 の周辺調査として実施 ・ 旅籠町 No.1 の地下水の上流側

※旅籠町 No.1 の井戸について

暫定指針値を超過しているため井戸の所有者に飲用には用いないよう注意喚起している。令和6年度に数値が上昇していることについては採取方法を変えたことが一因と考えられるが、暫定指針値超過が継続しているため、今後も調査を行い、経過を監視していく。

なお、地下水流向直下流の旅籠町 No.2 の井戸では暫定指針値に適合しており、汚染の広がりはないと判断している。

※六日町、緑町の井戸について

旅籠町 No.1 井戸の半径500mの地下水流向内に存在する飲用井戸として調査を実施。暫定指針値適合のため、健康被害のおそれはないと判断。